

5 日 獣 発 第 371 号
令和 6 年 3 月 13 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

**EU及びノルウェー向け輸出牛肉の取扱いについて
(牛肉輸出に係るEUの新たな動物医薬品規則への対応)**

このことについて農林水産省畜産局食肉鶏卵課長、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長、農林水産省消費・安全局動物衛生課長、農林水産省輸出・国際局規制対策グループ長から別添のとおり通知がありました。

この度の通知は、令和 6 年 3 月 3 日付けでEUの新たな動物用医薬品規則(第三国からEUに輸入される動物又は動物由来製品に対し特定の抗菌剤の使用を禁止する規則(規則第 2023/905 号) が発効し、令和 8 年 9 月 3 日以降、出生からと畜までの間に「ホスホマイシン」が投与された牛に由来する牛肉は、EU及びノルウェーに輸出できなくなることにより必要になる手続きについて、令和 6 年 3 月 4 日付け『農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程』の一部改正について(健生発 0304 第 4 号及び 5 輸国第 4559 号厚生労働省健康・生活衛生局長及び農林水産省 輸出・国際局長通知)でお知らせしている「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」の改正において新たに定めた旨、会員への周知を求められたものです。

つきましては、貴会関係者への周知方、よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：岡本、松岡

TEL:03-3475-1601

E-mail: okamoto@nichiju.or.jp